

◎支給対象となる特定福祉用具一覧表

種類	福祉用具の機能および構造等
腰掛便座	<ul style="list-style-type: none"> ① 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの（腰掛式に変換する場合に高さを補うものを含む。）。 ② 洋式便器の上に置いて高さを補うもの。 ③ 電動又はスプリング式で便座から立ち上る際に補助できる機能を有しているもの。 ④ 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（居室において利用可能であるもの、ポータブルトイレ）。
自動排泄処理装置の交換可能部品	<ul style="list-style-type: none"> ・自動排泄処理装置の交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等）のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの。 ・専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用シート等の関連製品は除かれる。
入浴補助用具	<ul style="list-style-type: none"> ・座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって、次の①～⑦に該当するもの ① 入浴用いす …… 座面の高さが概ね 35 cm 以上のもの又はリクライニング機能を有するもの ② 浴槽用手すり …… 浴槽の縁を挟み込んで固定することができるもの ③ 浴槽内いす …… 浴槽内に置いて利用することができるもの ④ 入浴台 …… 浴槽の縁にかけて利用する台であって、浴槽への出入りを容易にすることができるもの ⑤ 浴室内すのこ …… 浴室内に置いて浴室の床段差の解消を図ることができるもの ⑥ 浴槽内すのこ …… 浴槽内に置いて、浴槽の底面の高さを補うもの ⑦ 入浴用介助ベルト …… 居宅要介護者等の身体に直接巻き付けて使用することができるものであって、浴槽への出入り等を容易に介助することができるもの
簡易浴槽	<ul style="list-style-type: none"> ・空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの
移動用リフトのつり具の部分	<ul style="list-style-type: none"> ・身体に適合するもので、移動用リフト（福祉用具貸与の対象となるもの）に連結可能なもの